

日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について（概要）

令和 8 年 7 月
内閣府大臣官房総合政策推進室

1. 政令案の趣旨

日本学術会議法（令和 7 年法律第 70 号）の施行に伴い、従前の日本学術会議を廃止し、新たに法律により直接に設立される法人として日本学術会議を設立することとなるため、関係政令の整備を行う。

2. 政令案の概要

以下の政令について、従前の日本学術会議の廃止並びに新法人の設立に伴う所要の規定の整備を行う。

- ・ 国家公務員退職手当法施行令（第 5 条の 2、第 9 条の 2 及び第 9 条の 4）
- ・ 自衛隊法施行令（別表第 10（第 60 条の 2 関係））
- ・ 国家公務員共済組合法施行令（第 43 条第 1 項及び第 43 条第 2 項）
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（別表第 2 第 7 号（第 10 条の 2 関係））
- ・ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（附則第 2 項第 7 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（第 5 号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（第 5 号）
- ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（第 5 号）
- ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（第 2 条第 5 号）
- ・ 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（第 5 号）
- ・ 地方公務員等共済組合法施行令（第 39 条及び第 43 条第 7 項）
- ・ 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（本則）
- ・ 独立行政法人等登記令（別表（第 1 条、第 2 条、第 6 条関係））
- ・ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（第 2 条第 6 号）
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（第 2 条第 5 号）
- ・ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（第 1 条）
- ・ 統計法施行令（第 1 条）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（第 2 条）
- ・ 職員の退職管理に関する政令（第 2 条、第 15 条第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 5 号、第 30 条及び別表第 1（第 5 条関係））
- ・ 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（第 16 条）
- ・ 国家戦略特別区域法施行令（別表（第 30 条関係））

3. 施行期日等

公 布：9 月上旬（予定）

施行日：令和 8 年 10 月 1 日